

第1節 対策の考え方	第1 計画策定の主旨	付-1
	第2 基本的な考え方	付-2
	第3 前提条件	付-3
	第4 今後の課題	付-3
第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	第1 東海地震注意情報の伝達	付-4
	第2 活動体制の準備等	付-6
	第3 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	付-8
	第4 混乱防止措置	付-9
第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置	第1 活動体制	付-11
	第2 警戒宣言の伝達及び広報	付-13
	第3 警戒対策	付-19
	第4 消防・危険物対策	付-20
	第5 公共輸送対策	付-22
	第6 交通対策	付-27
	第7 上・下水道、電気、ガス、通信対策	付-30
	第8 学校・病院・社会福祉施設対策	付-35
	第9 避難対策	付-39
	第10 救護救援・防疫対策・保護活動対策	付-40
第4節 住民のとりべき措置	第11 水防対策	付-41
	第12 不特定多数の者が集まる施設の対策	付-41
	第13 その他の対策	付-42
第4節 住民のとりべき措置	第1 住民のとりべき措置	付-44
	第2 町会・自治会・区等のとりべき措置	付-46
	第3 事業所のとりべき措置	付-47

修正案では、

赤字 で、新しく挿入した記載を、

取り消し線付きの緑字 で、削除した記載を示しています。

※「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始と、「東海地震に関連する情報」の発表停止を受け、表紙の次のページに注記を加えています。本文の内容は修正せず残しておく予定です。



(注)

中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書が、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」として取りまとめられた。（平成29年9月）

国は本報告を踏まえ、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行い、これを踏まえて、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向けて、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定としている。

その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」を公表することとし、本情報（平成29年11月1日運用開始）に伴い、東海地震のみに着目した情報（「東海地震に関連する情報」）の発表は行わないこととなった。

#### 「南海トラフ地震に関連する情報」（令和元年5月31日修正）について

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

#### 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内でマグニチュード6.8以上 <sup>※1</sup> の地震 <sup>※2</sup> が発生 ○1カ所以上のひずみ計 <sup>※3</sup> での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 <sup>※2</sup> が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用する。

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

本編の内容については、国が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応に関する計画等を整理した際に、必要な修正を行う。



# 第1節 対策の考え方

## 第1 計画策定の主旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

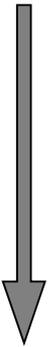
この法律は、大規模な地震（東海地震）の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

国の中央防災会議は、平成13年度に東海地震の震源等を再検討し、地震動、津波についてシミュレーションを実施し、その結果東海地震に係る強化地域として8都県（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）の263市町村を平成14年4月23日に指定した。

この地域指定は、東海地震が発生した場合、震度6弱以上または、発生後20分以内に大津波（津波高3m以上）が来襲する地域を基準としている。本市を含む千葉県域については、東海地震が発生した場合の震度は5強程度の揺れが予想されることから、強化地域としては指定されなかった。そのため、本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。しかし、震度5強程度の揺れであっても、局部的にかなりの被害が発生することが予想され、加えて、本市は都心から30kmに位置する首都圏にあり、強化地域に隣接しているところから、東海地震予知情報や警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念されている。

このため、柏市防災会議は、東海地震に関する観測や予知の情報が発表された場合における社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生に当たっては、被害を最小限にとどめることを目的に「柏市地域防災計画（震災編）」の付編として「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定したものである。

表 気象庁が発表する東海地震に関する情報

危険度	情報名	発表基準
小  大	1 東海地震観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。 なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断された場合は、安心情報である旨を明記して発表される。
	2 東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。 また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。
	3 東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。 内閣総理大臣は閣議で警戒宣言を決定し、発令する。 また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

## 第2 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、
  - (1) 警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な対応措置
  - (2) 東海地震発生にあたって地震による被害を最小限にとどめるために必要な防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 2 原則として、警戒宣言が発令されたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置等を定めたものであるが、東海地震注意情報発表の報道開始時から警戒宣言が発令されるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- 3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、「柏市地域防災計画（震災編）」で対処する。
- 4 本市の地域は、東海地震に係る強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されない。したがって、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- 5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。
  - (1) 警戒宣言が発令された日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別に措置することとする。
  - (2) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があることから対策の優先度を配慮する。

- (3) 東海地震が発生した場合の本市の予想震度に応じた対策を講ずることとする。
- (4) 本市及び防災関係機関並びに隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。
- (5) 本計画は、「柏市地域防災計画（震災編）」の付編として位置づける。

### 第3 前提条件

本計画策定にあたっての前提条件は、次のとおりとする。

————— 計画の前提条件 —————

- (1) 東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度5強程度と予測されている。
- (2) 警戒宣言発令時刻（東海地震予知情報の発表時刻）は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。  
なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとする。

### 第4 今後の課題

本計画の策定にあたっては、現行の体制下で考えられる対策を可能な限り盛り込んだ。  
しかし、地震予知に係る対応措置は、震災対策上の歴史が浅いこともあり、具体的対応について、更に検討を加える必要のあるものがある。

## 第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

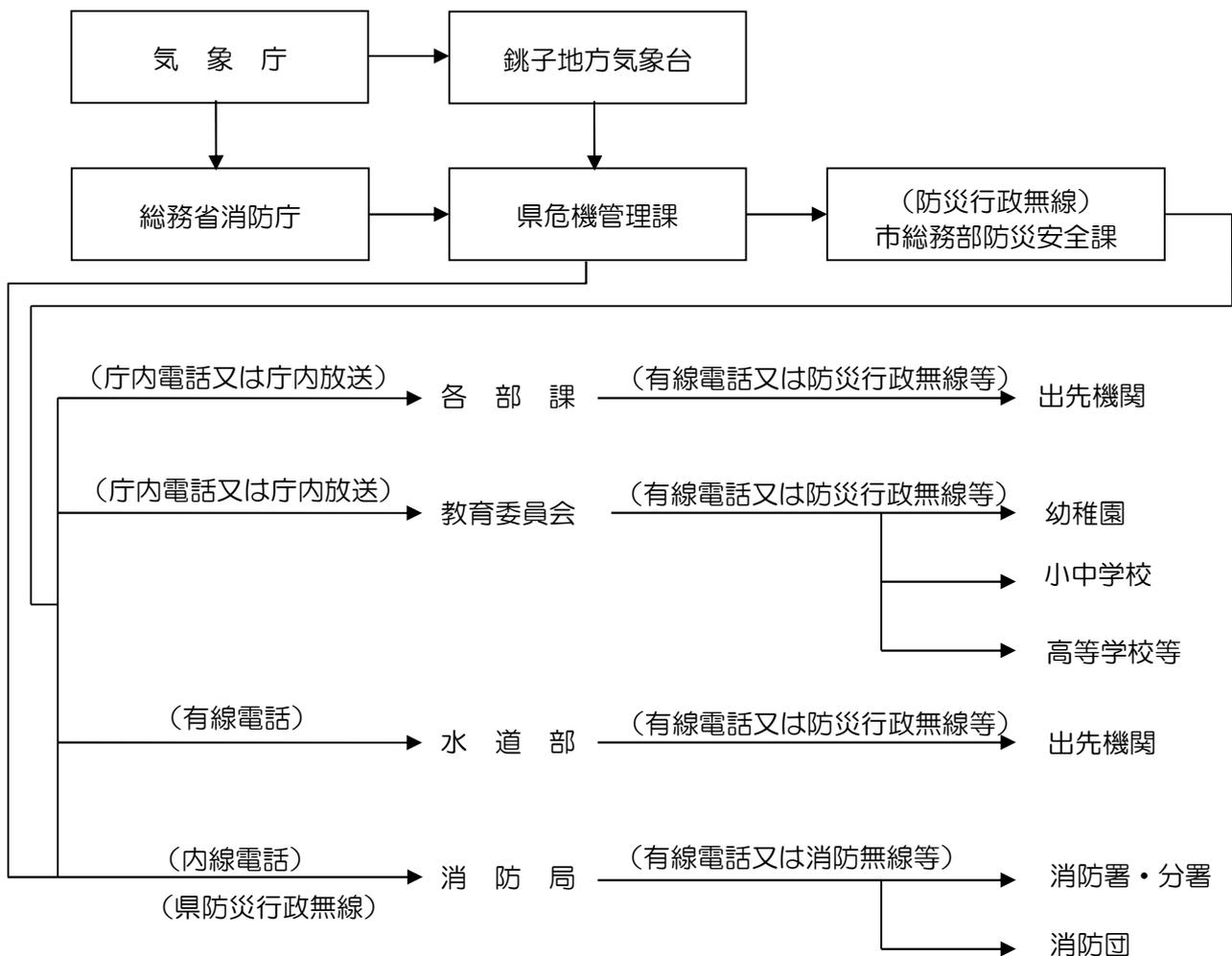
警戒宣言発令に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、ここでは東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定める。

### 第1 東海地震注意情報の伝達

#### 1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

市は、県等から東海地震注意情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合、内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



情報の伝達系統及び伝達手段

## 2 (2) 伝達体制

機 関	内 容
県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局等に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、県出先機関、市町村、各防災機関へ伝達する。
市	市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を市防災行政無線、有線電話等で伝達する。
総務部	県危機管理課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を各部課、事務局（情報処理班）へ伝達する。
保健福祉部	東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨各社会福祉施設、柏市医師会等へ有線電話等で伝達する。
こども部	東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨市立保育園、私立保育園等へ伝達する。※注 1
その他の各部	東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を必要な関係機関、団体等へ伝達する。
教育委員会	市から東海地震注意情報の通報を受けた時はその旨を小・中・高等学校等へ伝達する。※注 1
消防局	東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を消防電話、消防無線その他の手段により署内及び各分署並びに消防団へ伝達する。
柏警察署	県警察本部から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を署内及び各出先機関へ伝達する。
その他の防災機関	各防災機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。※注 2

注 1 保育園、小・中・高等学校等に対しては、報道機関の報道開始後に伝達するものとする。

注 2 各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合は、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

### 3 ~~(3)~~ 伝達事項

東海地震注意情報発令に関する伝達事項は、次のとおりとする。

- ア(1) 市及び防災関係機関は、東海地震注意情報発令を伝達する他、必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- イ(2) 判定会が開催され、その結果地震の発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動体制及び緊急措置を解除するよう速やかに連絡する。

## 第2 活動体制の準備等

東海地震注意情報を受けた場合、市及び防災関係機関は、直ちに災害対策本部等の設置準備のため必要な体制をとるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な措置を講ずるものとする。

### 1 ~~(1)~~ 市及び消防局

機関	内 容
市	<p>(1) 市災害対策本部の設置準備 東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、市災害対策本部の設置準備に入る。 なお、夜間・休日等の勤務時間外に東海地震注意情報の通報を受けたときは、守衛当直職員が対応するものとする。</p> <p>(2) 職員の参集 職員の参集は、警戒配備体制（地震災害時の配備体制）に該当する職員とする。 なお、参集伝達は、職員参集メール及び各部局で定める情報伝達経路により行うものとする。</p> <p>(3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、市総務部防災安全課が防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。</p> <p>ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のための必要な措置 ウ 県及び防災関係機関との連絡調整</p>

機関	内 容
消防局	<p>東海地震注意情報の通報を受けたときは、平素の消防業務（災害活動を除く）を停止又は縮小し、次の措置をとる。</p> <p>(1) 震災警戒体制へ移行する</p> <p>(2) 全消防職員の非常招集及び消防団への伝達</p> <p>(3) 震災消防活動部隊の編制</p> <p>(4) 署隊本部の活動体制の強化</p> <p>(5) 関係機関からの情報収集体制の確立</p>

## 2 (2) 柏警察署及び県の機関

機関	内 容
柏警察署	<p>(1) 災害警備対策室の設置</p> <p>東海地震注意情報の通報を受けたときは、県警察本部に県警察災害警備対策室、柏警察署に柏警察署災害警備対策室を設置し、指揮体制を確立する。</p> <p>(2) 警備要員の参集</p> <p>東海地震注意情報の通報を受け、又は東海地震注意情報の事実を知ったときは、警備本部要員及び警備部隊要員は応招するものとする。</p> <p>(3) 警備部隊を編制し、所要の警備活動を実施する。</p>
県関係機関	<p>(1) 県関係機関の体制</p> <p>県関係機関は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちに緊急対策をとるとともにおのおの災害対策本部設置の準備に入る。</p> <p>(2) 職員の参集は、第二配備体制とする。</p> <p>なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。</p> <p>(3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務</p> <p>災害対策本部が設置されるまでの間、次の所掌事務を行う。</p> <p>ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達</p> <p>イ 社会的混乱防止のための広報</p> <p>ウ 市及び各防災機関との連絡調査</p>

### 3 (3) その他の防災機関

東海地震注意情報の通報を受けたときは、各防災機関は、次のとおり実情に応じた防災体制をとるものとする。

機関	内 容	
鉄 道	東日本旅客鉄道(株)各駅	東海地震注意情報の通報を受けたときは、各駅は、地震防災隊の編制準備に入る。
	東武鉄道(株)各駅	東海地震注意情報の通報を受けたときは、関係者は警戒宣言の発令に備え指定された場所に出勤するものとする。
	首都圏新都市鉄道(株)各駅	東海地震注意情報の通報を受けたときは、社員の非常招集を行い、指定された場所に出勤して非常時の対応にあたる。
東日本電信電話(株)	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する体制をとる。 (1) 通話量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 (4) 電話利用の自粛等の広報活動	
・(株)エヌ・ティ・ティ テレコム	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状態の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置	
その他の機関	東海地震注意情報の通報を受けたときは、各機関は、要員を確保し、待機体制をとるものとする。	

### 第3 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

この段階では、地震予知観測データに異常が認められ、地震防災対策強化地域判定会においてデータ分析等を行っている時期であり、住民の冷静な対応が望まれる。したがって、この時期の広報内容については、原則としてラジオ・テレビ等により住民に冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、現場で混乱発生が予想される場合は、各機関において必要な対応及び広報を行うとともに、互いに各機関に通報し、過不足のない住民広報を行う。

各ラジオ及びテレビの放送機関においては、東海地震注意情報の発表を受けた時点から、職員の動員等を行い、警戒宣言が発令（東海地震予知情報が発表）されるまでの間、通常番組を中断するなどして、主として次により放送を行うこととしている。

- 1 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
- 2 政府が行う準備行動の具体的な内容について
- 3 万一に備え、強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について
- 4 地域住民に対する沈着、冷静な対応の要請について
- 5 今後、警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時に予想される交通規制等の内容について

## 第4 混乱防止措置

東海地震注意情報の発表により種々の混乱のおそれのあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するため、各防災機関は、次により対応策を講ずる。

機 関	内 容
県	<p>各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。</p> <p>(2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。</p> <p>(3) その他必要な事項</p>
市	<p>市各部及び防災関係機関の協力を得て、次により対処する。</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報の収集、県及び防災関係機関に伝達</p> <p>(2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進</p> <p>(3) その他必要事項</p>
消防局	<p>市長の指示により、次の事項について実施する。</p> <p>(1) 住民に対する呼びかけ</p> <p>ア 情報の把握に関すること</p> <p>イ 出火防止及び初期消火に関すること</p> <p>ウ 倒壊又は落下物防止等に関すること</p> <p>エ その他被害防止の措置に関すること</p> <p>(2) 事業所に対する呼びかけ</p> <p>1 防災体制の確立に関すること</p> <p>2 情報の収集伝達等に関すること</p> <p>3 営業の継続停止及び退社等の措置に関すること</p> <p>4 出火防止及び初期消火に関すること</p> <p>5 倒壊又は落下物防止等に関すること</p> <p>(3) その他必要事項</p>
柏警察署	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 広聴及び広報体制の整備</p> <p>住民からの問い合わせ等に適正に対処するため広聴体制を整備する。</p> <p>(2) 主要駅等の警備</p> <p>東海地震注意情報の発表後、あらゆる手段を用いて、正確な情報収集に努め、混乱の予想される柏駅及び混乱の発生した駅等に部隊を配備する。</p>

鉄	東日本旅客鉄道(株)各駅	東海地震注意情報の通報を受けた場合、警戒宣言の発令（東海地震予知情報の発表）に備えて次により対応する。
---	--------------	---

道 機 関		<p>(1) 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。</p> <p>ア 東海地震注意情報の通報を受けたときは、地震対策強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>イ 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>ウ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。</p> <p>エ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。</p> <p>オ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。</p> <p>(2) 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。</p> <p>(3) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(4) 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。</p> <p>(5) 状況により警察官の応援要請をする。</p>
	東武鉄道(株) 各駅	<p>警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。</p> <p>また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</p>
	首都圏新都市鉄道(株) 各駅	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、掲示板、駅放送、車内放送により列車運行状況について旅客への周知に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。</p> <p>旅客の混乱が予測されるときは、警察官の救援を要請する。</p>
	東日本電信電話(株)	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1)ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑又はグレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>

## 第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間、又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置を定める。

### 第1 活動体制

#### 1 ~~(1)~~ 市の活動体制

##### (1) ~~ア~~ 災害対策本部の設置

東海地震予知情報が発せられ、または災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。

※震災編第3章第1節「活動体制を整える」参照

##### (2) ~~イ~~ 本部の所掌事務

- ~~ア~~ ~~(ア)~~ 東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
- ~~イ~~ ~~(イ)~~ 各防災機関の業務に係る連絡調整
- ~~ウ~~ ~~(ウ)~~ 社会的混乱防止に係る施策の決定、実施
- ~~エ~~ ~~(エ)~~ 報道機関等への情報提供
- ~~オ~~ ~~(オ)~~ その他必要な事項

#### ~~(2)~~-2 県関係機関の活動体制

##### (1) ~~ア~~ 災害対策本部の設置

警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するとともに、各機関に所定の対策本部を設置する。

なお、県災害対策本部は、県本庁舎5階大会議室に設置する。

##### (2) ~~イ~~ 配備体制

県災害対策本部の配備体制は、千葉県災害対策本部運営規定第10条に定める第三配備体制となる。また、各防災機関は、所管業務にかかる必要な防災体制をとる。

#### 3 ~~(3)~~ 防災関係機関等の活動体制

~~ア~~(1) 県警察、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、所管業務にかかる必要な防災体制をとるとともに、県及び市の地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、県及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。

##### ~~(ア)~~ ~~ア~~ 柏警察署

- ~~(ア)~~ ~~ア~~ 警備体制の発令
- ~~(イ)~~ ~~イ~~ 警備本部の設置

イ ~~(4)~~ 陸上自衛隊第1空挺団

計画に基づき災害派遣準備を実施する。

ウ ~~(4)~~ 東日本電信電話(株)

(7) ~~a~~ 情報連絡室の設置

情報連絡室を設置し、各支店との情報の収集、伝達体制をとる。

(1) ~~b~~ 要員の確保

a④ 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。

b② 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。

エ ~~(4)~~ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

(7) ~~a~~ 情報連絡室の設置

情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。

(1) ~~b~~ 要員の確保

~~(a)~~ 就労中の社員は、応急対策所定の業務に従事する。

~~(b)~~ 休日、夜間等においては、非常招集により要員を確保する。

~~(4)~~ 才 -東日本旅客鉄道(株)東京支社

(7) ~~a~~ 地震災害警戒本部の設置

支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。

(1) ~~b~~ 地区地震災害警戒本部の設置

地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。

(7) ~~c~~ 駅、区等地震災害警戒本部の設置

現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。

カ ~~(4)~~ 東武鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)

災害対策本部を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。

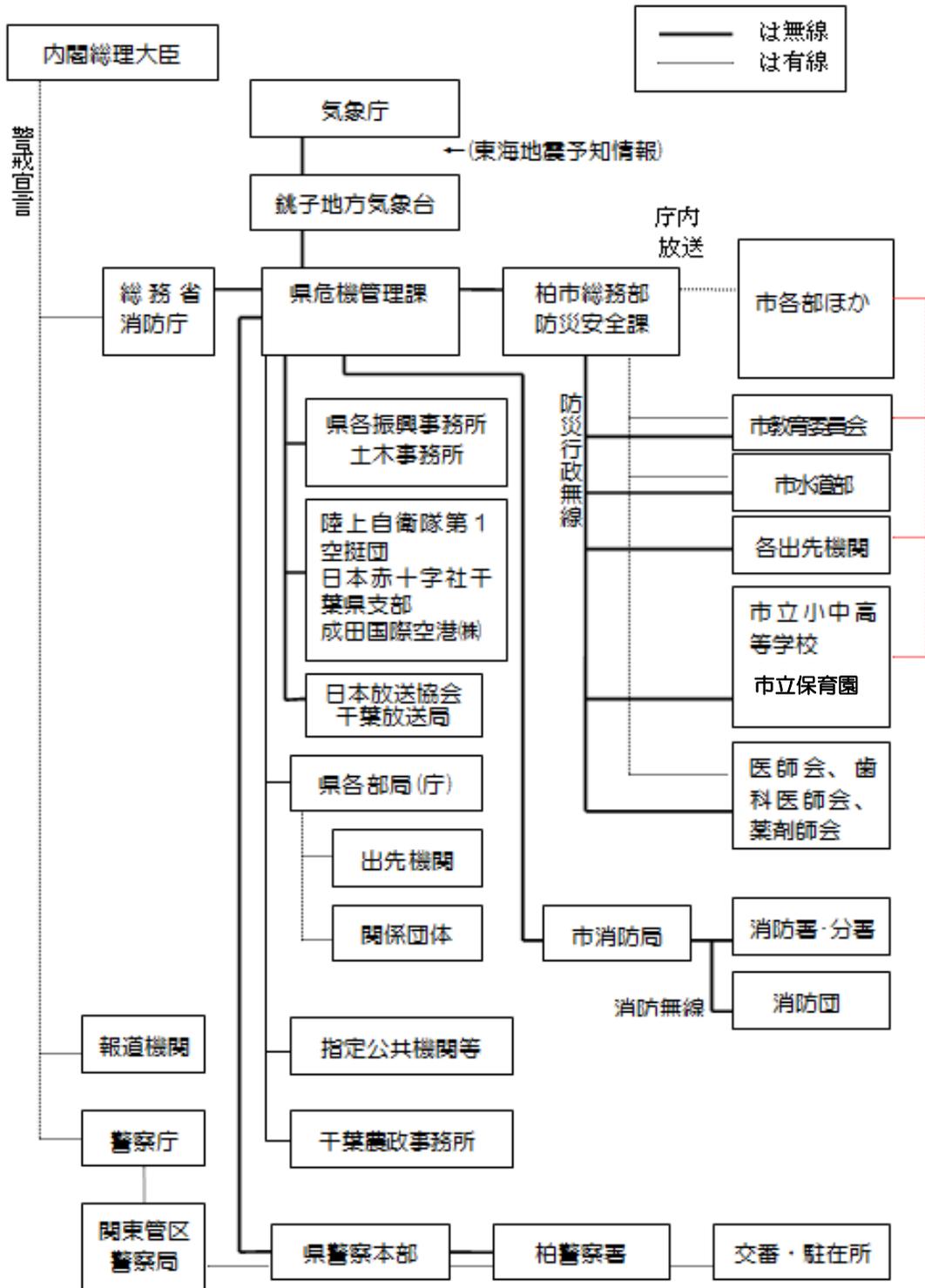
- (2) ~~イ~~ 市の区域内の公共団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、県及び市等が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について県及び市等に協力するものとする。

## 第2 警戒宣言の伝達及び広報

警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

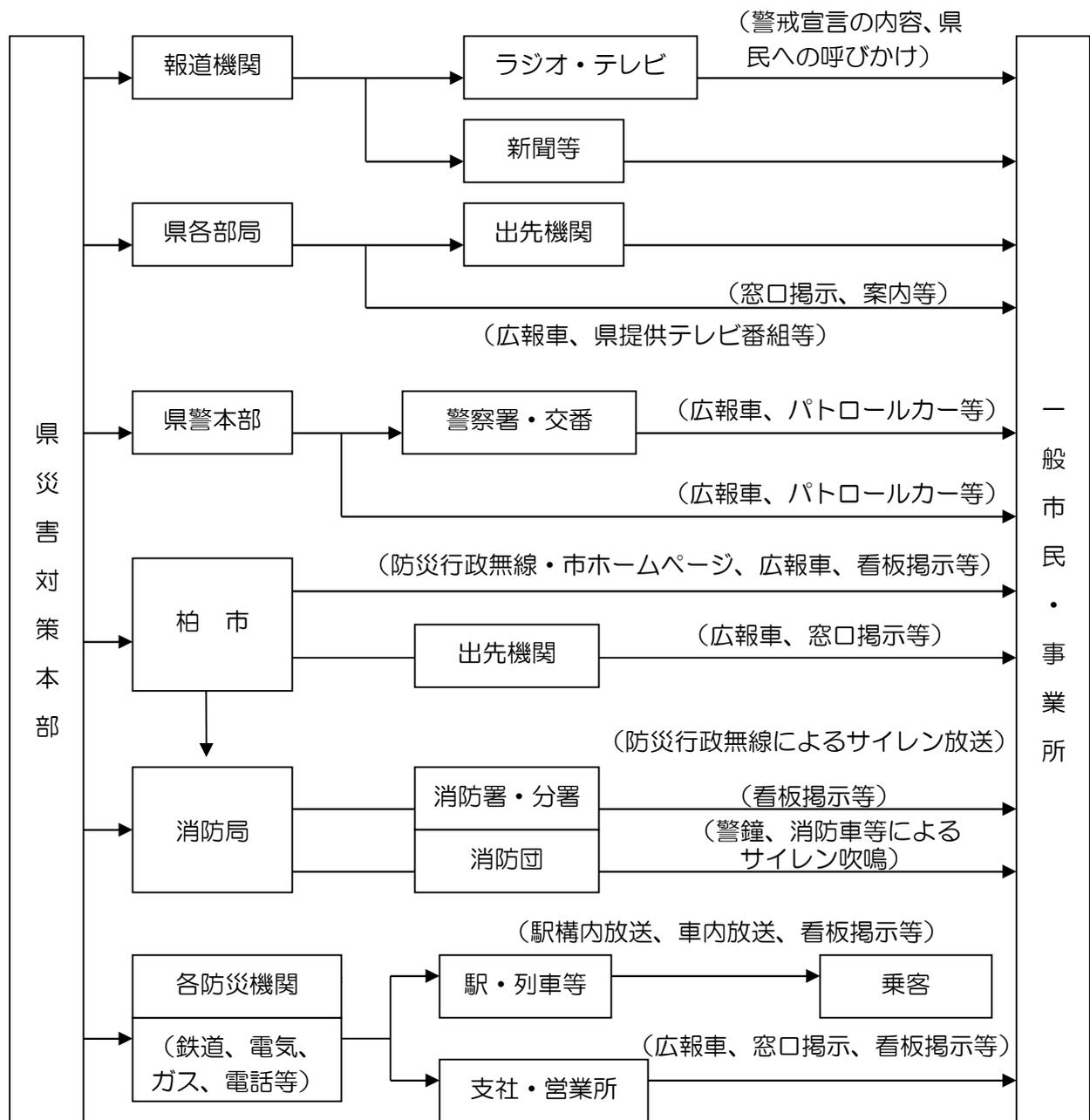
### 1 (1) 警戒宣言の伝達

#### (1) 伝達系統及び伝達手段



警戒宣言（東海地震予知情報）等の伝達経路

一般市民に対する警戒宣言の伝達及び手段は、次のとおりである。



一般市民に対する警戒宣言の伝達及び手段

## (2) 伝達体制

機 関	内 容
県	<p>1 警戒宣言及び東海地震予知情報等について、総務省消防庁から通報を受けたときは、直ちに庁内放送、県防災行政無線、一般加入電話等によりその旨を庁内、局、出先機関、市町村、各防災機関等へ伝達する。</p> <p>2 県各部局等は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関等に対し伝達する。</p>
市	<p>1 県から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を市防災行政無線、電話及びその他の手段により、市各部課、各出先機関、柏市医師会に伝達するとともに市教育委員会及び保健福祉部及びこども部を通じて、市立小中高等学校、保育園等に伝達する。</p> <p>2 住民に対しては、市防災行政無線並びに警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p>
消防局	<p>1 警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を、消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び各分署並びに消防団へ伝達する。</p> <p>2 消防署は、広報車等所有の車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
柏警察署	<p>1 県警察本部から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を警察電話、警察無線、及びその他の手段により署内及び派出所等へ伝達する。</p> <p>2 市に協力し、交通、パトカー、白バイ等のサイレン設備のある車両は、サイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
鉄道機関	※震災編第2章第3節第5「交通輸送体制」参照
柏市医師会	<p>1 柏市医師会は、千葉県医師会又は市から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに緊急連絡網により電話又は口頭で所属会員に伝達する。</p>
その他の 防災機関	<p>1 県から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。</p>

## 防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

サ イ シ ョ ン	
吹 鳴 (約 45 秒)	休止 (約 15 秒)
	
(備考) 吹鳴回数は 3 回とする	

(3) ウー 伝達事項

警戒宣言が発令された際、伝達する事項は、次のとおりとする。

- ア ~~(ア)~~ 警戒宣言等の内容
- イ ~~(イ)~~ 本市への影響予想
- ウ ~~(ウ)~~ 各機関がとるべき体制
- エ ~~(エ)~~ その他必要事項

(2) 2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発令された場合、駅、道路における混乱や電話の輻輳が予想される。これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、県、市、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。また、必要な情報を速やかに住民等へ広報するものとする。

(1) アー 市の広報

警戒宣言が発令されたときは、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、重要な広報文は、予め定めておくものとする。

- ア ~~(ア)~~ 広報の項目
  - ~~(ア)~~-a 警戒宣言の内容の周知徹底
  - ~~(イ)~~-b それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
  - ~~(ウ)~~-c 防災措置の呼びかけ
  - ~~(エ)~~-d 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- イ ~~(イ)~~ 広報の実施方法

防災行政無線、広報車、市のホームページ、メール配信等によるほか、町会・自治会・区等を通じて広報活動を行う。

(2) イ 各機関の広報

住民及び施設利用者等に対する広報は、市に準じて行う。

ア ~~(ア)~~ 広報項目

- (ア) ~~a~~ 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) ~~b~~ 各防災機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力要請
- (ウ) ~~c~~ その他必要と認める事項

イ ~~(イ)~~ 広報の実施方法

各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来者、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。

(3) ウ 住民及び事業所等のとるべき防災措置・混乱防止措置のあらまし

~~(ア)~~ア 正確な情報の入手（ラジオ又はテレビの情報、市の情報）

イ ~~(イ)~~ 火の始末

- (ア) ~~a~~ 火を消す
- (イ) ~~b~~ ガスの元栓を閉める。プロパンガスボンベの転倒防止措置を行う。
- (ウ) ~~c~~ 危険物を安全な場所に移す
- (エ) ~~d~~ 電気器具のコンセントを抜くなどの安全措置を行う。
- (オ) ~~e~~ 火の使用が必要な所では、十分な注意をする

ウ ~~(ウ)~~ 児童又は園児等の引き取りエ ~~(エ)~~ 家庭内の整理

- (ア) ~~a~~ 家族の役割分担
- (イ) ~~b~~ 棚上の物をおろす
- (ウ) ~~c~~ 家具の転倒防止
- (エ) ~~d~~ 窓ガラスなどにガムテープを貼る
- (オ) ~~e~~ 出入口を確保する

オ ~~(オ)~~ 水と消火の準備

- (ア) ~~a~~ 消火器、バケツ等の用意
- (イ) ~~b~~ 飲料水の確保及び水の汲みおき

カ ~~(カ)~~ 身軽な服装（活動しやすい服装・靴、頭を保護するもの）キ ~~(キ)~~ 非常持出品を確認

- (ア) ~~a~~ 非常時持出袋
- (イ) ~~b~~ 懐中電灯、ローソク類、マッチ、ライター
- (ウ) ~~c~~ トランジスターラジオ
- (エ) ~~d~~ 応急医薬品
- (オ) ~~e~~ 飲料水、水筒、非常食糧
- (カ) ~~f~~ 衣類、毛布等
- (キ) ~~g~~ その他

ク ~~(ク)~~ 混乱防止の呼びかけ

- (ア) ~~a~~ デパート、商店街等の買い出しによる混雑防止

- (イ) ~~㊦~~ 自動車利用の自粛、道路交通混乱の防止
- (ウ) ~~㊦~~ 時差退社、駅等の交通混雑防止
- (エ) ~~㊦~~ 電話の集中使用の防止
- (オ) ~~㊦~~ 金融機関の混乱防止

### 3 ~~(3)~~ 報道機関への発表

県災害対策本部は、警戒宣言が発令された場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できることを目的として、報道機関に対して、各種情報の提供を行う。

### 第3 警戒対策

柏警察署は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、警備本部を設置する。  
なお、警戒体制下の活動として、次の活動を行う。

機 関	内 容
柏警察署	<p>(1) 警備本部の設置</p> <p>(2) 警備本部要員及び警備要員の参集</p> <p>(3) 警察署部隊の運用 柏駅等混乱のおそれのある駅、交通規制及び回誘導箇所並びに主要交差点等交通要点、金融機関、生活物資販売店、その他必要と認める施設の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配置するなど適切な部隊運用を図る。</p> <p>(4) 通信機材・装備資機材の重点配備</p> <p>(5) 補給の準備</p> <p>(6) 通信の統制</p> <p>(7) 混乱防止のための広報活動等 日常業務の処理の他、次のとおり住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。</p> <p>ア 市内の実態の把握に努める。</p> <p>イ 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。</p> <p>(ア) 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言及びこれに関する情報等の正確な内容</li> <li>○ 道路交通及び交通規制の状況</li> <li>○ 住民及び自動車運転者のとるべき措置</li> <li>○ 公共交通機関の運行状況</li> <li>○ その他不法事案の予防及び民心安定を図るための正確な情報</li> </ul> <p>(イ) 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パトロールカー、広報車等車載拡声器による広報</li> <li>○ 交番勤務員による広報</li> <li>○ 警察署、交番等の備え付け拡声器による広報</li> <li>○ その他報道関係機関、防災関係機関を通じての広報</li> </ul> <p>ウ 不法事案の予防及び取り締りを実施する。</p> <p>エ 危険場所の警戒及び避難措置</p> <p>オ 防災関係機関等との協力</p>

## 第4 消防・危険物対策

### 1 ~~(1)~~ 消防対策

警戒宣言発令時は、平素の消防業務（災害活動を除く）を停止又は縮小し、次のとおり対応措置を講ずるものとする。

#### (1) ~~ア~~ 活動体制

警戒宣言発令時の対応措置は、次の事項を基本として行う。

- ア ~~ア~~ 震災消防部隊の編制強化
- イ ~~イ~~ 防災関係機関への職員の派遣
- ウ ~~ウ~~ 資機（器）材及び救急資機（器）材の確保
- エ ~~エ~~ 見張警戒体制の確保
- オ ~~オ~~ 特定事業所に対する安全措置対策の指導勧告
- カ ~~カ~~ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- キ ~~キ~~ 消防活動上、必要な情報の収集
- ク ~~ク~~ 警戒派遣所の開設

#### (2) ~~イ~~ 住民（事業所）に対する呼びかけの実施

住民（事業所）に対する呼びかけは、サイレン、広報車等により他の防災関係機関と協力し、情報連絡体制を速やかに確立し、以下の事項を基本として行うものとする。

#### 住民（事業所）に対する呼びかけのあらまし

住民に対する呼びかけ	情報の把握	テレビ、ラジオ並びに警察、消防、市からの正確な情報の把握
	出火防止	火気使用器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	ア 家具類、ガラス等の安全確保 イ ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所に対する呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織の編制、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の収集伝達等	ア テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 イ 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 ウ 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 エ 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続、停止及び退社等	ア 集会場等の不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 イ 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 ウ その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止及び初期消火	ア 火気使用設備器具の使用制限 イ 危険物、薬品等の安全措置 ウ 消防用設備等の点検 エ 初期消火体制の確立
	危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

## 2 (2) 危険物対策

## (1) ア 石油類等危険物の取り扱い施設

機 関	内 容
消防局	<p>危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。</p> <p>ア 操業の制限、停止</p> <p>イ 流出拡散防止等資機(器)材の点検、配置</p> <p>ウ 緊急遮断装置の点検、確認</p> <p>エ 火気使用の制限又は禁止</p> <p>オ 消火設備等の点検確認</p>

## (2) イ 化学薬品等取り扱い施設

機 関	内 容
消防局	<p>学校、病院、研究所等の事業所に対して次の措置を実施するよう指導する。</p> <p>ア 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</p> <p>イ 引火又は混合混しよく等による出火防止措置</p>

## (3) ウ 危険物輸送

機 関	内 容
柏警察署	危険物取扱業者等に対する製造、取り扱い、保管及び運搬の抑制について指導する。
消防局	<p>ア 出荷、受け入れを制限するか、又は停止させる。</p> <p>イ 輸送途上における遵守事項を徹底させる。</p>
東日本旅客鉄道(株)	火薬類を輸送中の貨車及び石油、塩酸、硫酸等の危険物を積載しているタンク車は、最寄りの安全と思われる駅等に抑留し、必要な場合には警察署、消防署へ連絡する。

## 第5 公共輸送対策

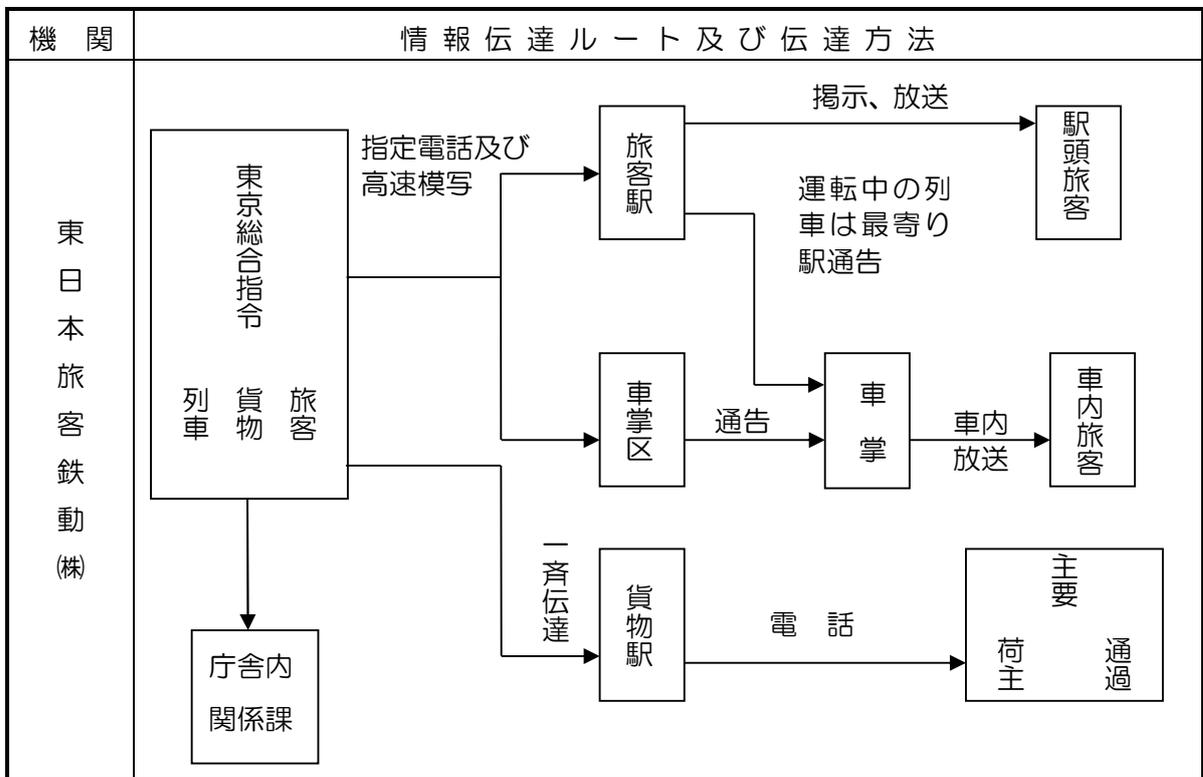
警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

### 1 ~~(1)~~ 東日本旅客鉄道(株)の措置

#### (1) ~~ア~~ 警戒宣言の伝達

~~ア~~ ~~(ア)~~ 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、次に定める経路により伝達する。



~~イ~~ ~~(イ)~~ 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

~~ウ~~ ~~(ウ)~~ 旅客等への伝達は次による。

~~(ア)~~ ~~α~~ 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

~~(イ)~~ ~~β~~ 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

## (2) イ—混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

- ア ~~(7)~~ 東日本旅客鉄道(株)の運転計画の概要周知、旅行の自粛及び時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道(株)本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。
- イ ~~(4)~~ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って理解と協力を要請する。

## (3) ウ—列車の運転規制

- ア ~~(7)~~ 警戒宣言が発令されたときの市域内の列車は、常磐線緩行、快速とも 45km/h の規制速度にて減速運転を行う。
- イ ~~(4)~~ 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

## (4) エ—主要駅の対応措置

- ア ~~(7)~~ 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、東京支社及び千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。
- イ ~~(4)~~ 旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。
  - (7) ~~a~~—旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
  - (1) ~~b~~—混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
  - (5) ~~e~~—旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

## (5) オ—乗車券の取り扱い

- (7) 地震防災対策強化地域内への着、通過となる乗車券の発売は停止する。
- (1) 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。
- (5) 地震防災対策強化地域を通行する特急列車等の各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取り扱いをする。

## (6) カ—現業機関の長のとるべき措置

- ア ~~(7)~~ 出火防止措置
  - ~~a~~—(7) 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、止むを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。
  - (1) ~~b~~—危険物等施設の応急措置の実施については、一周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に依りて取り扱いの停止、制限等具体的措置をとる。
- イ ~~(4)~~ 建築物設備の点検措置
 

建築物その他の施設等の倒壊、落下等の恐れのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、

必要な措置を講じる。

ウ ~~(ウ)~~ 食糧及び飲料水の確保

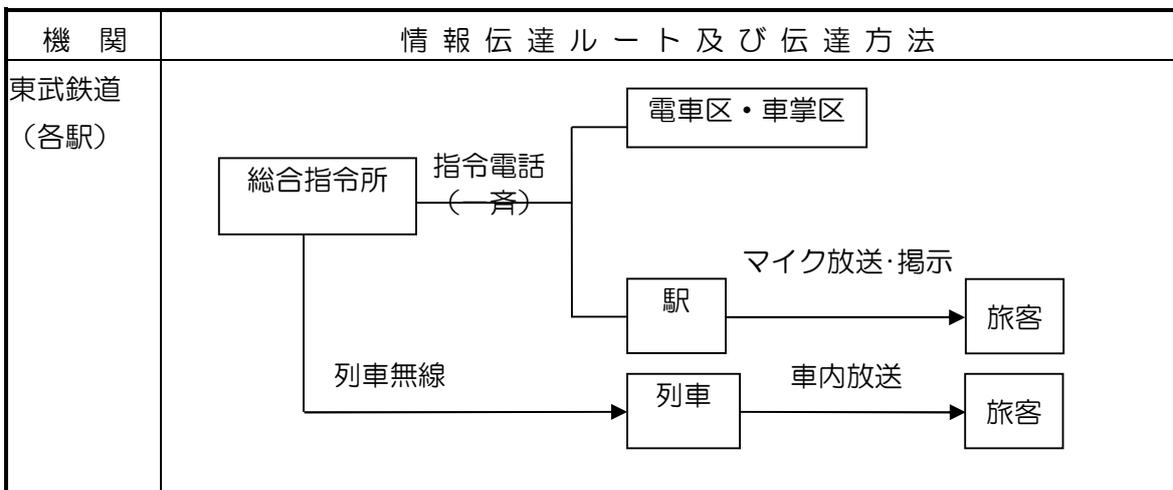
(7) ~~ア~~ あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食糧のあっせん及び非常用食糧の確認をする。

(1) ~~ホ~~ 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

(2) 2 東武鉄道(株)の措置

(1) ~~ア~~ 警戒宣言の伝達

警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられた際は、次の方法ルートで列車及び駅並びに乗客に伝達する。



(2) ~~イ~~ 混乱防止対策

駅、車内等での混乱を防止するため、次の措置をとる。

ア ~~(ア)~~ 平常時から、運転計画の概要、旅行の自粛及び時差退社の協力について広報を行う。

イ ~~(イ)~~ 警戒宣言時に報道機関を通じて、正確な運転状況を報道するとともに、時差退社等の呼びかけを行う。

ウ ~~(ウ)~~ 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ協力を要請する。

エ ~~(エ)~~ 混雑により危険が予想される場合には、適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努めるとともに、階段止め、改札止め等の入場制限の実施、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。

(3) ~~ウ~~ 運行方針

防災関係諸機関、報道機関及びJRとの協力のもとに、以下の基本方針により、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

警戒宣言発令当日	翌日以降
<p>警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。</p> <p>なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p>	<p>震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整の上実施する。</p> <p>なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</p>

(4) 王—主要駅における対応

(7)-ア 旅客の安全を図るための措置

(7) a—適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。

(1) b—状況により、改札止めの入場制限等を行う。

e(ウ)—状況により、警察官の応援を要請する。

イ (4)-イ その他の措置

(7) a—状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。

(1) b—状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

(5) オ—列車運転中止措置

列車の運行確保にあたっては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一市民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

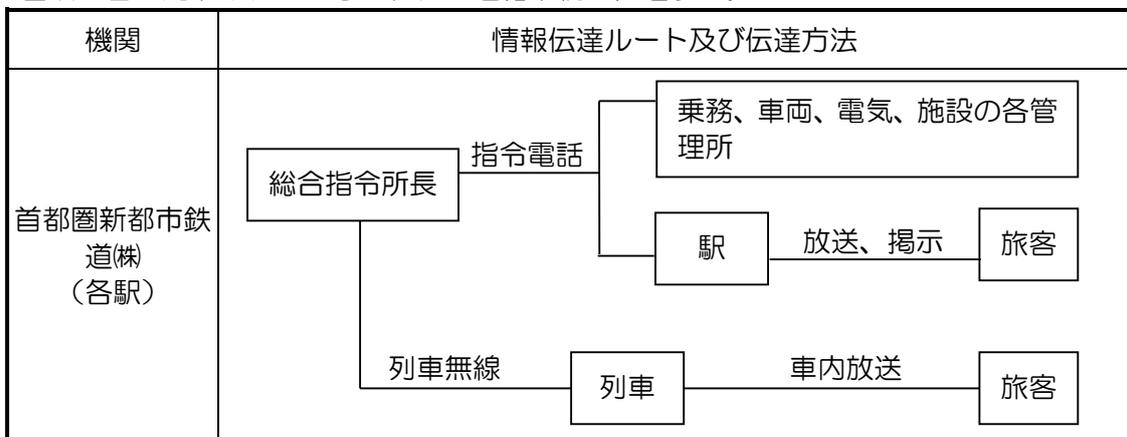
(6) カ—その他の措置

工事箇所については、危険防止措置を講じ、あるいは工事を中止するほか必要に応じて要注意箇所の点検、監視を行う。

3 (3) 首都圏新都市鉄道(株)の措置

(1) ア—警戒宣言の伝達

警戒宣言が発令されたときは、次の連絡系統で伝達する。



(2) イ—混乱防止対策

帰宅ラッシュ時の混乱防止のため、次の措置をとる。

~~(7)~~ア 運行状況を掲示板及び放送により旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける。

イ ~~(4)~~ 適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努めるとともに、状況により改札の入場制限を行う。

### ウ(3) 一列車の運行方法

~~(7)~~ア 警戒宣言発令当日

通常ダイヤを使用して減速運転を行う。これに伴う列車の遅延は運転整理で対応する。

イ ~~(4)~~ 翌日以後

平日ダイヤを間引きした臨時ダイヤで運転する。

### エ(4) 一主要駅における対応

ア ~~(7)~~ 非常招集社員の協力を得て、駅構内の混乱防止に努める。

イ ~~(4)~~ 適切な放送と掲示で旅客に周知する。

ウ ~~(7)~~ 状況により改札の入場制限を行う。

エ ~~(4)~~ 状況により警察官を要請する。

### オ(5) 一列車運行中止措置

旅客による混乱又は同業他社の運行中止等により、旅客の安全確保が困難と思われる事態が発生したときは、列車の運行を中止する。

### (6) カ一その他の措置

構造物、線路施設、電気施設を巡回点検して必要な応急処置等を行う。

## 4 ~~(4)~~ バス、タクシー等対策

### (1) ~~ア~~ 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発令されたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

### (2) ~~イ~~ 運行措置

国土交通省関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、おおむね次のとおり行う。

機 関	内 容
千葉県 バス協会	<p><del>ア</del> 路線バス</p> <p><del>a</del>① 運行方針 各機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>②<del>b</del> 運行計画</p> <p><del>f</del>a) 警戒宣言が発せられたときは、減速（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。</p> <p><del>f</del>b) 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。</p> <p><del>f</del>c) 危険箇所等を通る路線については、運転中止折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。</p> <p><del>f</del>d) 翌日以降については、前記 a)～c)により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p><del>f</del>e) 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p><del>イ</del> 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
千葉県 タクシー 協会	<p>(タクシー・ハイヤー)</p> <p>各機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。</p>

## 第6 交通対策

### 1 ~~(1)~~ 交通対策

#### (1) ~~ア~~ 道路交通対策

警戒宣言が発令された場合、柏警察署長等は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、各機関等が実施する緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

基本的方針	<p>①<del>a</del> 市内の車両の走行は、できる限り抑制する。</p> <p>②<del>b</del> 地震防災対策強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。</p> <p>③<del>c</del> 地震防災対策非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。</p> <p>④<del>d</del> 緊急輸送道路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。</p>
-------	--

警戒宣言が発令された場合、常磐自動車道、国道 6 号及び国道 16 号の 3 路線が広域交通規制対象道路に指定され、次の措置がとられる。

- ①~~a~~ 運転者に対する広報
- ②~~b~~ 交通情報の収集

③ ~~e~~ 交通規制

④ ~~d~~ 緊急輸送車両の確認事務

ア ~~(7)~~ 広域交通規制の内容

警戒宣言が発令された場合は、必要により強化地域及びこれに隣接し、又は近隣する地域における交通の混乱を防止し、かつ、緊急輸送を確保するため交通の状況に応じて広域交通規制道路又は広域交通検問所のうちから区間又は地点を指定し、必要な交通の規制又は誘導を行う。

※ 広域交通規制対象道路及び広域交通検問所（近隣地域）

路 線 名	広 域 交 通 検 問 所
常磐自動車道	谷和原インター、三郷料金所
国道16号	金野井大橋取付部
国道6号	新葛飾橋

イ ~~(4)~~ 運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

(7) ~~a~~ 走行中の車両

- 警戒宣言発令後は、走行中の車両は減速走行し、目的地まで到達した後は車を使用しないこと。
- ラジオ等により継続して東海地震予知情報及び交通情報を聴取しながら走行すること。
- 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
- バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。
- 現場警察官等の指示に従うこと。

(1) ~~b~~ 駐車中の車両

- 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。
  - 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動すること、やむを得ずそのまま路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切ること。
- なお、エンジンキーはつけたままにして窓を締め、ドアはロックしないこと。

## 2 (2) 道路管理者のとりべき措置

機 関	内 容
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	<p>(1) <del>ア</del> 道路施設に関する対策</p> <p><del>ア</del> <del>イ</del> 警戒宣言が発令された場合、その内容を考慮し、被害が予測される地域にあっては、重点箇所等の道路状況の把握に努める。</p> <p><del>イ</del> <del>ウ</del> 地震発生にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置に伴い必要な補強、落下防止等の保全措置に努める。</p> <p>(2) <del>イ</del> 道路交通対策</p> <p><del>イ</del> <del>ア</del> 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討する。</p> <p><del>イ</del> <del>イ</del> 公安委員会が実施する交通規則（特に緊急輸送道路確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。</p> <p><del>ウ</del> <del>ウ</del> 警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを横断幕等を用いて行うものとする。</p> <p><del>エ</del> <del>エ</del> 発災後に備えた資機(器)材、人員等の輸送体制</p> <p>警戒宣言時等においては、発災後の緊急輸送道路確保に備えて資機(器)材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。</p>
東日本高速道路(株)関東支社	<p>(東日本高速道路(株)関東支社)</p> <p>(1) <del>ア</del> 警戒宣言発令時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。</p> <p>(2) <del>イ</del> 警戒宣言が発せられた場合は、道路巡同等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。</p> <p><del>ア</del> <del>イ</del> 東日本高速道路(株)の管理する高速自動車国道及び一般有料道路      県公安委員会が行う車両の地震防災対策強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。</p> <p><del>イ</del> <del>ウ</del> 他道路管理者の管理する道路      関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。</p> <p>(3) <del>イ</del> 警戒宣言発令時において、道路管理上、次の対策を実施する。</p> <p><del>イ</del> <del>イ</del> 道路      道路巡同等により、道路状況の把握に努める。</p> <p><del>イ</del> <del>イ</del> 電気通信設備      地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。</p> <p><del>ウ</del> <del>イ</del> 工事中箇所      工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。</p>
市	<p>(1) <del>ア</del> 危険箇所の点検      警戒宣言が発令された場合には、防災関係機関と連絡を保ち、避難道路、緊急輸送道路等を重点に点検を行い、地震発生時に交通障害となるおそれのある道路の保全に努める。</p> <p>(2) <del>イ</del> 工事中の道路についての安全対策      緊急時に即応できるよう、工事を中止し、保安対策を実施し、緊急車両の円滑な通行を確保する。</p>

機 関	内 容
柏 土 木 事 務 所 県 土 整 備 部	(1) <del>ア</del> 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合は、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋りょう、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。 (2) <del>イ</del> 工事中道路の安全対策 緊急時に支障とならぬよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

## 第7 上・下水道、電気、ガス、通信対策

### 1 ~~(1)~~ 上水道

#### (1) ~~ア~~ 基本方針

警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおりの供給を継続する。  
 また、住民、事業所等が、緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに発災に備え、給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

#### (2) ~~イ~~ 要員の確保、連絡協力体制

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに緊急広報、施設の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。  
 また、柏市管工事協同組合との連絡協力体制について確認する。

#### (3) ~~ウ~~ 資機(器)材の点検整備

発災に備え、応急対策に必要な資機(器)材、車両等の点検整備を行う。

#### (4) ~~エ~~ 施設等の保全措置

- ~~ア~~ ~~(ア)~~ 警戒宣言時に対応できるよう日常の施設、設備等の保安点検要領を定め、これに基づき、点検確認を実施し、緊急時に備える。
- ~~イ~~ ~~(イ)~~ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発令された以降の取り扱い管理には十分な注意を払う。
- ~~ウ~~ ~~(ウ)~~ 住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。
- ~~エ~~ ~~(エ)~~ 工事中の現場において適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

#### (5) ~~オ~~ 広報

警戒宣言が発令された場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点とし水道部と地域づくり推進部は連携し、以下のとおり広報活動を行う。

広 報	(1) <del>(ア)</del> 警戒宣言発令時においても、通常の供給が維持されていること (2) <del>(イ)</del> 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること
--------	---

内容	<p><del>ア</del> 飲料水の汲み置き ポリタンク、バケツを利用してフタをし、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。</p> <p><del>イ</del> 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。</p> <p><del>ウ</del> その他 汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講じる。</p> <p>(3) <del>ウ</del> 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制</p>
広報手段	<p>(1) <del>ア</del> 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報</p> <p>(2) <del>イ</del> 防災行政無線、広報車による広報</p> <p>(3) <del>ウ</del> 指定給水装置工事事業者の店頭に掲示の告知を依頼する。</p> <p>(4) <del>エ</del> 市のホームページ等による広報</p>

## 2 ~~(2)~~ 下水道

警戒宣言が発せられた場合には、資機(器)材の確保に努めるとともに、非常配備体制により対応する。

## 3 ~~(3)~~ 電気

東京電力(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

### (1) ~~ア~~ 電気の供給

警戒宣言が発令された場合においても、原則として電力の供給は継続する。

### (2) ~~イ~~ 人員・資機(器)材の点検確保

#### ア ~~イ~~ 要員の確保

非常災害対策本(支)部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言(東海地震予知情報)が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

#### イ ~~イ~~ 資機(器)材の確保

警戒宣言が発せられた場合、必要な資材、工具、車両、無線等の確保、整備をして応急出動に備えるとともに、保有資機(器)材の数量確認及び緊急確保に努める。

### (3) ~~ウ~~ 施設の予防措置

警戒宣言が発令されたときは、電力施設に関し次に掲げる各号の予防措置を講ずる。

#### ア ~~イ~~ 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき、電力施設等に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

#### イ ~~イ~~ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。また、東日本

電信電話(株)、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ ~~(ウ)~~ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設等については、事故防止のため状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(4) ~~エ~~ 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと (イ) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること (ウ) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること (エ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと (オ) その他必要な事項
広報手段	(ア) 報道機関〔テレビ、ラジオ等〕による広報 (イ) 広報車等による広報

4 ~~(4)~~ ガス

京葉ガス(株)及び京和ガス(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) ~~ア~~ 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

(2) ~~イ~~ 人員の確保、資機(器)材の点検整備等

~~(イ)~~ ア 人員の確保

勤務時間内	全社員に警戒体制の発令を伝達し、あらかじめ定めた要員は本部の指示に従う。
勤務時間外	要員に電話等により出勤を指示する。出勤場所は原則としてあらかじめ指定された場所とする。 なお、要員がテレビ、ラジオ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。
工事会社の動員	京葉ガス及び京和ガスの指示により、必要に応じて動員を行い警戒体制に入る。

イ ~~(イ)~~ 緊急用工具・資機(器)材及び車両の準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

- (ア) ~~イ~~ 初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具、資機(器)材の点検を行う。

~~ホ~~ (1) 非常用の食糧、飲料、医薬品等を手配、準備する。

### (3) ~~ウ~~ 施設等の保安措置等

~~ア~~ (7) ガス工作物等の巡視・点検準備

予め定めたガス工作物等の巡視・点検を行うための体制を準備する。

~~イ~~ (4) 工事中止

工事中又は作業中の工事は中止し、必要な安全措置を講じる。

~~ウ~~ (4) 連絡網の確認

無線及び電話等の連絡網を確認し、必要に応じ、通信設備の機能確認を行う。

~~エ~~ (4) その他の保安措置

本社、事業所等の見学者、訪問者に対して警戒宣言が発令された旨を伝達し、避難、帰宅させる。

### (4) ~~エ~~ 広報

警戒宣言が発令された場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

また、大口需要家及び地下街、地下室等に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応（使用制限、供給停止等）について確認する。

広報内容	① <del>ア</del> 引き続きガスを供給していること。 ② <del>イ</del> 避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処置方法 ③ <del>ウ</del> 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合についての注意
広報手段	① <del>ア</del> 広報車等により、直接需要家に呼びかける。 ② <del>イ</del> 防災関係機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

## (5) ~~5~~ 通信

### (1) ~~ア~~ 東日本電信電話(株)

警戒宣言が発せられた場合には、情報が正確かつ迅速に伝達され防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として次のとおり対処する。

~~ア~~ (7) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

(7) ~~ア~~ 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

(1) ~~ホ~~ 休日、夜間等においては非常招集を行い、必要な要員を確保する。

~~イ~~ (4) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、東日本電信電話(株)東葛営業支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

なお、情報連絡室は千葉支店及び管内各機関に設置される。千葉支店情報連絡室は、次のと

おりである。

設置場所：千葉支店災害対策室〔NMビル8F〕  
電話番号：043-211-8652（代）

ウ ~~(ウ)~~ 資機(器)材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- (7) ~~ア~~ 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- (1) ~~ホ~~ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- (ウ) ~~エ~~ 工事中施設等の安全装置

エ ~~(エ)~~ 応急対策

(7) ~~ア~~ 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- ・防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
- ・一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

(1) ~~ホ~~ 手動通話、番号案内

- ・非常、緊急通話の取り扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。
- ・番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

(ウ) ~~エ~~ 電報

非常、緊急電線の取り扱いは確保することとし、地震防災対策強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

オ ~~(オ)~~ 輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

(2) ~~イ~~ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

警戒宣言の発令にあつては、防災関係機関としての機能を確保するため、携帯電話等の輻輳を防止し、防災関係機関等の重要通信を優先することを応急対策の基本とする。施設等が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施し、一般市民に大きな支障をきたさないよう努める。

~~(ウ)~~ ア 要員の確保

- (7) ~~ア~~ 就労中の社員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- (1) ~~ホ~~ 休日、夜間においては非常招集により要員を確保する。

イ ~~(イ)~~ 情報連絡室

速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

ウ ~~(ウ)~~ 資機材の点検、確認等

~~α(ア)~~ 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

(1) ~~イ~~ 災害復旧用資機材、車両の確認

(2) ~~ウ~~ 工事中施設等の安全対策

エ ~~(エ)~~ 応急対策

(ア) ~~α~~ 防災関係機関等の重要通信を優先的に確保する。

(イ) ~~イ~~ 緊急を要する通信を優先的に確保する。

(ウ) ~~ウ~~ 一般通信については、通信の集中による輻輳を生じさせないよう状況に応じ利用の制限を行う。

## 第8 学校・病院・社会福祉施設対策

### 1 ~~(1)~~ 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）

市教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、市立学校については次のとおり対処する。

なお、連絡方法については、電話の輻輳等により、有線通信による連絡が不可能若しくは困難になることを十分配慮し、迅速かつ正確にできるよう、その手段を定めておくものとする。

#### (1) ~~ア~~ 在校時

~~(イ)ア~~ 警戒宣言が発令後は直ちに授業を中止し、警戒解除宣言が発令されるまでは臨時休校の措置をとる。

イ ~~(イ)~~ 警戒宣言が発令された後、園児、児童、生徒等を計画にしたがって帰宅させる。

ウ ~~(ウ)~~ 帰宅にあたって、園児又は児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という）に帰宅先を確認してから引渡す。保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。

エ ~~(エ)~~ 中学校及び高等学校生徒等については、個々に帰宅経路、手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。

オ ~~(オ)~~ 高等学校生徒等で遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。

カ ~~(カ)~~ 高等学校生徒等の帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に陥ることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。

#### (2) ~~イ~~ 校外指導時

ア ~~(イ)~~ 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、地震防災対策強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その地域の対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会又は所轄庁に報告を行うとともに、保護者への周知を図るよう努力する。

イ ~~(イ)~~ 遠足等の場合は、その地域の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置

をとる。帰校（園）後、園児、児童又は生徒を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は適宜保護等の措置をとる。

地震防災対策強化地域内の場合は、その地域の官公署と連絡をとり、その地域の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置をとる。

### (3) ~~ウ~~ 学校（園）におけるその他の対応策

- ~~ア~~ ~~(ア)~~ 園児、児童又は生徒等を帰宅させた後、水の汲み置き、備品等の転倒及び落下防止、火気及び薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- ~~イ~~ ~~(イ)~~ 学校（園）に残留し保護する園児、児童又は生徒のために必要な飲料水、食糧、寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校（園）において準備するか、又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- ~~ウ~~ ~~(ウ)~~ 残留する園児、児童又は生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- ~~エ~~ ~~(エ)~~ 残留する園児、児童又は生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、速やかに市教育委員会又は所轄庁へ報告する。

### 五(4) ~~ア~~ 警戒解除宣言の連絡等

- ~~(ア)~~ ~~ア~~ 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。
- ~~イ~~ ~~(イ)~~ 警戒解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

### (5) ~~オ~~ 児童生徒に対する伝達と指導

学校は、東海地震注意情報の発表が報道機関により報道された後、判定会の結論が出るまでの間に、適切な時期に学級指導又はホームルームに授業を切りかえ、東海地震注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒解除宣言発令後又は地震後の授業の再開等について説明し、児童生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発令された場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

### (6) ~~カ~~ 東海地震注意情報発表時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

東海地震注意情報の発表が報道されると、園児・児童の保護者が直ちに引き取りに来校する事態が予想される。

学校においては、東海地震注意情報発表時は授業を継続し、警戒宣言が発令された後に授業を中止して帰宅の措置をとることとしている。

したがって、そのような事態が起こることのないように、学校は平素から保護者に対して学校の対応策を周知徹底しておく。東海地震注意情報発表の報道を得た家庭は、水、食糧、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止等、地震に対する被害軽減の措置をとりながら事後の報道に注意し、警戒宣言が発令された場合に園児又は児童を直ちに引き取りに出る準備を整えるように連絡しておくことが大切である。

なお、前記のような事前の措置をとっても東海地震注意情報発表の報道で保護者が引き取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。

(7) キ—その他

地震防災対策強化地域からの通学者については、原則として、学校において保護する。

2 (2) 病院、診療所

(1) ㍿—警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし民間医療機関に対しては医師会等を通じて対応を要請する。

- ~~㍿~~ア 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- イ ~~(4)~~ 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- ウ ~~(4)~~ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- エ ~~(4)~~ 入院患者の安全確保に万全を期す。
- オ ~~(4)~~ 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- カ ~~(4)~~ 水及び食糧の確保を図る。

㍿(2) —柏市医師会の対応は、次のとおりである。

機関	外来診療	入院患者	手術等
救急病院	ア 可能な限り平常通りの診療を行う。 イ 救急患者の診療は継続的に行う。 ウ 緊急度が加われば二次、三次救急体制に入り軽傷患者の診療制限を行う。	ア 可能な限り患者の希望に応じ帰宅許可等を与える。 イ 緊急事態の進展度に応じ通常入院患者の制限を行う。	ア 医師の判断により可能な限り手術検査等の日程変更を検討する。
診療所	ア 可能な限り平常通りの診療を行い、同時に救急出動の体制を整える。		

3 (3) 社会福祉施設等

(1) ㍿—保育園、こどもルーム、こども発達センター、児童センター等

警戒宣言が発せられた場合には、原則として保育、事業等を中止して警戒宣言が解除されるまで臨時休園（休館・休所）の措置をとる。

ア ~~(7)~~ 児童の扱い

- ~~(7)~~ a—児童は、あらかじめ定めた方法により利用者名簿確認のうえ、保護者に引き渡す。  
なお、警戒解除宣言が発令されるまでの間は保護者において保護するように依頼する。
- (1) b—保護者の引き取りが済むまで、児童は、園等で保護する。
- ~~(7)~~ e—園等外における指導時には速やかに帰園（帰館・帰所）するものとし、帰園（帰館・帰所）後、園児・児童を保護者に引き渡す。

また、交通機関、道路の状況等によって、帰園（帰館・帰所）することが危険と判断される場合は、園等及び市に連絡をとり、適宜の措置をとる。

イ ~~(4)~~ 防災措置

- (7) ~~a~~ 施設設備、消火器、火気等の点検
- (1) ~~b~~ 転倒、落下の防止措置
- (9) ~~e~~ 飲料水の確保、食糧、ミルク等の確認
- (1) ~~d~~ 医薬品等の確認

ウ ~~(9)~~ その他

- (7) ~~a~~ 児童の引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせをする。
- (1) ~~b~~ 職員、児童、保護者等に防災訓練等を通じて、防災教育を行う。
- (9) ~~e~~ 児童センターは、保護者を同伴していない児童に対し、個々に帰宅経路、手段、所要時間、保護者の在宅状況等を確認してから帰宅させる。ただし、道路状況によって帰宅することが危険と判断される場合は適宜保護等の措置をとる。

(2) ~~イ~~ 社会福祉施設

各社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合には、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

ア ~~(7)~~ 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

イ ~~(4)~~ 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等

ウ ~~(9)~~ 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

エ ~~(1)~~ 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食糧、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確認

オ ~~(7)~~ 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

カ ~~(9)~~ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知

キ ~~(4)~~ その他必要な事項

## 第9 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ、地すべり等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示（緊急）を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

### 1 ~~(1)~~ 警戒宣言時の措置

#### ~~(1)~~ ア 避難勧告・指示（緊急）

市長は、消防署等関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示（緊急）を行う。

#### ~~(2)~~ イ 避難所の確認

~~ア~~ イ 落下物、転倒物の予防措置を確認する。

~~イ~~ イ 防災設備等を確認する。

~~ウ~~ ウ 給食、給水用資機材を確認する。

~~エ~~ エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

#### ~~(3)~~ ウ 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

#### ~~(4)~~ エ 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は速やかに、県、消防等関係機関に通知する。

#### ~~(5)~~ オ 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

#### ~~(6)~~ カ 要配慮者に対する援護措置

#### ~~(7)~~ キ 児童、傷病者等他人の援護を要する者に対して必要な援護を行う。

#### ~~(8)~~ ク 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

#### ~~(9)~~ ケ 生活必需物資の給与

#### ~~(10)~~ コ その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

### 2 ~~(2)~~ 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

#### ~~(1)~~ ア 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、がけ崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

#### ~~(2)~~ イ 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。

#### ~~(3)~~ ウ 避難勧告、指示（緊急）体制の確立

防災行政無線、広報車等による避難勧告又は指示（緊急）体制を確立しておく。

**(4) Ⅰ—情報伝達体制の確立**

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

**(5) Ⅰ—要配慮者に対する介護体制の確立**

幼児、児童、高齢者、傷病者等、他人の援護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておく。

**(6) Ⅰ—住民に対する周知**

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

## 第10 救護救援・防疫対策・保健活動対策

### 1 **(1) 医療救護体制**

医療救護体制の確立については、次のとおり行う。

**(1) Ⅰ—医療関係機関の対応**

医療機関との連絡調整ができるよう、柏市医師会に協力を要請する。

**(2) Ⅰ—医薬品の確保**

備蓄医薬品等の保管状況を点検し整備するとともに、柏市薬剤師会に対して、応急医薬品の確保及び供給できる体制をとるよう要請する。

**(3) Ⅰ—日本赤十字社千葉県支部に対する要請**

**(ア) Ⅰ—血液業務**

負傷者に対する血液供給体制の強化を図るため、発災に備え、供給体制を確保する。

**イ (1) Ⅰ—応急救護出動体制**

医療資機(器)材及び医療救護班の応援要請を行う場合に備え、出動要請の連絡体制の確保を図る。

### 2 **(2) 防疫対策**

発災時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、次の事項を基本として、防疫対策実施体制を準備する。

**(1) Ⅰ—感染症予防委員の選任、防疫作業員及びその組織化等の準備**

**(2) Ⅰ—発災後に必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認**

**(3) Ⅰ—飲料水の安全確保**

### 3 **(3) 保健活動対策**

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

**(1) Ⅰ—**平常時より管内概況、地図、医療機関等施設及び要配慮者のリスト等について把握し、災害時には被災状況、医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。特に要配慮者の把握については個人情報保護に十分注意するものとする。

**Ⅰ(2) Ⅰ—**避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。

**(3) Ⅰ—**保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は県に派遣依頼をする。

- (4) ~~エ~~ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

## 第11 水防対策

警戒宣言が発せられた場合は、次の対応措置を講ずるものとする。

- (1) ~~ア~~ 要員確保について消防局と協議し、水防要員を確保する。  
 (2) ~~イ~~ 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている内水排除施設等の点検を実施する。

## 第12 不特定多数の者が集まる施設の対策

不特定多数の者が集まる施設に対して、混乱防止及び安全確保の見地から各機関は、次の対応措置を行う。

機関	対象施設	対応措置
消防局		不特定多数の者を収容する部分、主として次により対応するものとする。
	映画館 集会場施設等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 混乱防止の観点から営業を自粛するよう要請する。 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的に運用するよう指導する。</li> <li>2 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。</li> </ol>
	百貨店 大型店舗 病院、銀行等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 百貨店、大型店舗等の食料品等の生活必需物資売場、及び病院、銀行等市民の生活維持に必要なサービスを提供する事業所は、可能な限り営業等を継続するよう依頼する。</li> <li>2 百貨店、大型店舗等で売場の一部を営業継続する場合は、営業する部分と閉鎖する部分を明確にするよう指導する。</li> </ol>
	テナントビル等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ビル内店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の自粛を要請する。また、一般事務所については、努めて平常通り営業を継続するよう要請する。</li> <li>2 店舗等の利用者に対しては、ブロック毎に必要な情報を伝達するとともに、時間差を設けて誘導するよう指導する。</li> <li>3 エレベーター（地震時管制運転装置を除く）は運転を中止し、階段を利用するよう指導する。</li> </ol>

その他の部局	所管施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言が発令されると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議のうえ閉館し、個人使用形態をとる施設は直ちに閉館する。</li> <li>2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。</li> <li>3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。</li> </ol>
--------	------	--

## 第13 その他の対策

### 1 ~~(1)~~ 給水体制

発災に備え、市（水道部）においては、本部との情報連絡及び保安点検強化、応急資機（器）材等の点検整備を行うとともに応急体制を確立する。

### 2 ~~(2)~~ 食糧等の配布体制

#### (1) ~~ア~~ 配布体制

被災者の救助に必要な備蓄物資等の輸送、配布を行うための体制をとる。

#### (2) ~~イ~~ 準備体制

即時調達体制を確保するため、百貨店、大型店舗、商工団体及び小売店等に物資の供給できる体制を整えるよう要請する。

#### (3) ~~ウ~~ 運搬計画

~~(ア)~~ 備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の体制を要請する。

~~イ~~ ~~(イ)~~ 調達困難な食品、副食品及び生活必需品を県に要請する場合に備え、物資集積地を準備し、避難所等へ輸送できる体制をとる。

### 3 ~~(3)~~ 生活物資対策

警戒宣言発令時において、食糧及び生活必需品を取扱う百貨店、大型店舗、小売店等にできるだけ営業を継続するよう、売りおしみをしないよう、また、市民に対しては、大型店舗、小売店等の営業状況及び買い占め、買い急ぎ等しないよう、広報車、防災行政無線等により呼びかけを行う。

なお、公設市場は、生鮮食料品の安定を確保するため、平常通り市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うこととする行えるよう努める。

### 4 ~~(4)~~ 金融対策等

警戒宣言発令時において、金融機関はできるだけ窓口業務を確保するよう、また、市民に対しては、金融機関の営業状況及び急いで預金を引き出す必要のないことを広報車、防災行政無線等により呼びかけを行う。

なお、金融機関は、顧客及び従業員、職員の安全に十分配慮し、店頭の顧客に対しては警戒宣言発令を直ちに伝達するとともに、その後の来客に備え、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて、告示するように配慮させることとしている。

また、市税の対応措置は、次のとおりである。

(1) ~~ア~~ 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、市税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。

(2) ~~イ~~ 警戒宣言発令中において、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講ずる。

県においても、県税は前記同様な対応措置を取ることとしている。

## 第4節 住民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、柏市は震度5強程度の揺れになると予想されているが、場所によっては、(1) 壁に割れ目が入る (2) 墓石・石どうろうが倒れる (3) 煙突・石垣などが破損する (4) 軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする (5) ブロック塀・門柱が倒壊する等の被害が想定される。

このため、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令（東海地震予知情報の発表）等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

国・県・市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、町会・自治会・区等、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本節では、住民、町会・自治会・区等、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

### 第1 住民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	(震災編に準じる)
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ・ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</li> <li>2 電話の使用を自粛する。</li> <li>3 自家用車の利用を自粛する。</li> <li>4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</li> <li>5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</li> </ol>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言情報（東海地震予知情報）を入手する。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1-4) 市の防災信号（サイレン）等に接した時は、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報（東海地震予知情報）を入手する。</li> <li>(2-2) 県、市、警察署、消防局等、防災機関からの情報に注意する。</li> </ol> </li> <li>2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1-4) 家具、棚等の上の重いものをおろす。</li> <li>(2-2) 窓ガラスにガムテープ等をはる。</li> <li>(3-3) ベランダの置き物をかたづける。</li> </ol> </li> <li>3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1-4) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</li> <li>(2-2) ガス器具等の安全整備を確認する。</li> <li>(3-3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</li> <li>(4-4) 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</li> </ol> </li> </ol>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</li><li>5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。<br/>危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</li><li>6 非常用飲料水、食糧を確認する。</li><li>7 救急医療品を確認する。</li><li>8 生活必需品を確認する。</li><li>9 防災用品を確認する。</li><li>10 電話の使用を自粛する。<br/>県、市、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</li><li>11 自家用車の利用を自粛する。<ul style="list-style-type: none"><li>(41) 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。</li><li>(22) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</li></ul></li><li>12 幼児、児童、生徒、高齢者、傷病者の安全を確認する。<ul style="list-style-type: none"><li>(14) 幼児、児童、生徒、高齢者、傷病者（臨床者）が、安全な場所にいるか確認する。</li><li>(22) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により対応措置をとる。</li></ul></li><li>13 エレベータの使用をさける。</li><li>14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</li><li>15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</li></ul> |
|--|--|

## 第2 町会・自治会・区等のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、この基準に準拠して対応措置をとる。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(震災編に準じる)
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。</li> <li>2 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。</li> </ol>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災組織の活動体制を確立する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自主防災組織の編制を確認する。</li> <li>(2) 自主防災組織本部を設置する。</li> <li>(3) 自主防災組織の役割分担を確認する。</li> </ol> </li> <li>2 市、消防局等防災機関から伝達された警戒宣言情報(東海地震予知情報)を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</li> <li>3 地域住民に対して、住民のとるべき措置を呼びかける。</li> <li>4 防災資機(器)材等を確認する。</li> <li>5 幼児、児童、生徒、高齢者、傷病者の安全対策措置を呼びかける。</li> <li>6 食糧、飲料水の確保及び調達方法を確認する。</li> </ol>

### 第3 事業所のとるべき措置

消防法により、消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者にあたる者）を定め、防災計画を作成するものとする。

防災計画作成上の留意事項は次による。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(震災編に準じる)
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。</li> <li>2 自衛防災体制の準備、確認をする。</li> <li>3 消防計画等により、警戒宣言（東海地震予知情報発表）時にとるべき措置の準備を確認する。</li> <li>4 その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じて、防災措置をとる。</li> </ol>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛防災組織の活動体制を確認する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(+1) 自衛防災組織の編制を確認する。</li> <li>(2) 自衛防災本部を設置する。</li> <li>(3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。</li> </ol> </li> <li>2 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防局等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</li> <li>3 危険防止措置を確認する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設、設備を確認する。</li> <li>(2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置を確認する。</li> </ol> </li> <li>4 出火防止措置を確認する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火気器具等の使用は、原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。</li> <li>(2) 火気使用場所及び周辺を確認する。</li> <li>(3) 消防水利、機材を確認する。</li> <li>(4) 易・可燃性物品を確認する。</li> </ol> </li> <li>5 防災資機(器)材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給水給食用資(器)材等を確認する。</li> <li>6 食料品等生活必需物資を販売（取り扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</li> <li>7 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、遊戯場、旅館等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。</li> <li>8 石油類、火薬類、高圧ガス等出火爆発等、周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては原則として営業を自粛する。</li> </ol>

- |  |  |
|--|--|
|  | <p>9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は原則として自粛する。</p> <p>10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言（東海地震予知情報）の内容等を考慮して時差退社させる。<br/>なお、近距離通勤者については徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>11 電話の使用を自粛する。<br/>県、市、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>12 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p> |
|--|--|